

久留米大学学術機関リポジトリ FAQ

全 般

Q1 学術機関リポジトリとは何ですか？

A1 久留米大学の学術成果物(博士論文、雑誌論文、会議発表資料、研究報告書、図書等)を収集・蓄積・保存し、インターネット上で広く公開することを目的としたシステムです。

Q2 なぜリポジトリが必要なのですか？

A2 研究成果を収集し無償で公開していくことは、今後の大学にとって、社会に対する説明責任を果たし、社会貢献していくためにも必須の仕組みといわれています。
また、無償公開することで論文の可視性が向上します。

Q3 誰がリポジトリに登録できますか？

- A3 (1) 本学の教職員
(2) 本学の学生、大学院生及び研究員
(3) 当該学術資源を作成した時点で本学に在籍した者
(4) その他、附属図書館長が必要と認めた者

Q4 他の大学(機関)へ転出した場合や、退職時には登録データはどうなりますか？

A4 特にお申し出がなければ、久留米大学学術機関リポジトリで永続的に保存されます。

著作権関連

Q5 著作権法上問題はないのですか？

A5 著者ご本人が著作権を保持している場合は、著者の許諾があれば公開可能です。
著作権が、出版社、学協会にある場合は、出版社、学協会の許諾を得たのち、公開可能となります。

Q6 著作権が出版社、学協会にある場合の許諾手続きはどのようにすればいいですか？

- A6 下記の方法がありますので、著者ご本人で確認、または許諾手続きをお願いします。
- (1) 著作権譲渡契約書(Copyright Transfer Agreement: CTA)で、著者自身が著作物を利用する場合の公開条件(著作権ポリシー)を確認してください。
 - (2) 下記のサイト、または投稿した雑誌のWEBサイトで、著作権ポリシーを確認してください。
SHERPA/RoMEO <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>
SCPJ(Society Copyright Policies in Japan) <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/index/>
 - (3) 直接、出版社、学協会へ問い合わせ、許諾を得てください。
その場合、リポジトリでの公開許諾とともに、公開条件も確認してください。

Q7 著作権ポリシーとは何ですか？

A7 著作権が出版社、学協会へ譲渡されていても、著作者自身が著者個人のWebページ、機関リポジトリなどで公開することを一定の条件のもとに許諾している場合があります。
その許諾条件を「著作権ポリシー」といいます。
公開の条件には、
査読前、査読後どちらで公開可能なか、また出版社版の利用が可能か、
公開前の照会、公開後の報告が必要か、
出典の明記、電子ジャーナルサイトへのリンク 等があります。
SHERPA/RoMEO、SCPJ で確認する場合、ポリシーの色だけでなくその他の条件も確認してください。

Q8 共著者がいる場合は、全員の許諾が必要ですか？

A8 共著者全員の許諾が必要です。

著作権が出版社、学協会にある場合は、「許諾」を得る必要はありませんが、リポジトリで公開することの「同意」が必要となります。

リポジトリ登録申請書提出前に、著者ご本人で下記についての許諾(同意)を得てください。

- ・久留米大学学術機関リポジトリに登録し、無償公開すること。
- ・保存等の目的で、複製すること。

※医学研究科の学位論文の場合は、学位の申請時に共著者への「承諾書・誓約書」を医学部事務部庶務課よりお渡ししています。

Q9 著者最終版とは何ですか？

A9 査読後、出版許可(アクセプト)された、著者の最終原稿です。

雑誌掲載用にレイアウトされたものは、出版社版となります。

多くの場合、出版社版をリポジトリで公開することは認められません。

その場合は、著者最終版を公開することになります。

Q10 機関リポジトリに登録すると論文の著作権を移譲したことになりますか？

A10 著作権は、著作権者に残ります。

学位論文に関して

学位規則の改正に伴い、平成25年4月1日以降に博士の学位を取得された方は、学位論文のインターネット公表が義務化されました。

[○学位規則の一部を改正する省令の施行について\(文部科学省\)](#)

手続きの詳細は、御井学舎事務部庶務課、医学部事務部庶務課へそれぞれお問い合わせください。医学研究科については、下記に説明文書がありますのでご一読ください。

[○久留米大学医学研究科HP→学位申請情報→5.学位論文の公表について](#)

Q11 学位論文全文の公表について、「博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない」とありますが、学術雑誌等で印刷公表されている場合は、「既に公表」とみなされますか？

A11 「学位授与機関の協力を得てインターネットの利用により公表した場合」をさしますので、印刷公表済みであることは、「既に公表」にはあたりません。

Q12 やむを得ない事由がある場合に、全文に代えて公表する「内容の要約」とはどういうものですか？

A12 論文の全体が分かる形で、その内容が要約されたものです。

内容の要旨とは異なります。

久留米大学学術機関リポジトリへの問い合わせ先 dspace_help@kurume-u.ac.jp

【参考資料】

- 1) 真中孝行: 機関リポジトリにおける著作権許諾処理とコンテンツ登載. 医学図書館. 2013;60(1):46-50
- 2) 国公立大学図書館協力委員会、大学図書館著作権検討委員会: 大学図書館における著作権問題 Q&A(第8版). 2012.3.23
- 3) Society Copyright Policies in Japan(学協会著作権ポリシーデータベース)[internet].
<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/info/aboutcr.html> [accessed 2014-07-28]
- 4) QIR(学術情報リポジトリ)[internet]. <https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/services/qir/copyright>
[accessed 2014-07-28]
- 5) NAGOYA Repository情報[ineternet]. <http://info.nul.nagoya-u.ac.jp/info/index.php/FAQ>
[accessed 2014-07-28]
- 6) 広島大学学術情報リポジトリ[ineternet]. <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/portal/main/faq.html>
[accessed 2014-07-28]
- 7) 国立情報学研究所: オープンアクセス・サミット2013「博士論文のオープンアクセスを実現する」
質疑応答まとめ[ineternet]. http://www.nii.ac.jp/irp/event/2013/OA_summit/docs/2_shitsugi.pdf
[accessed 2014-07-28]